

(26) 学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第 1 条 学則第 35 条の規定に基づく、学生の懲戒処分に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(懲戒)

第 2 条 懲戒は、退学、停学、訓告及び校長嚴重注意とする。

(審議及び報告)

第 3 条 教育上懲戒を行う必要があると認められる学生があった場合は、学生委員会において事実の確認を行ったうえで審議し、校長補佐（学生主事）はその結果を校長へ報告する。

2 前項の規定に関わらず学寮内での学生の事項については、学寮委員会において事実の確認を行ったうえで審議し、校長補佐（寮務主事）はその結果を校長に報告するものとする。

(処分基準)

第 4 条 学生の懲戒処分に関する基準は、別表のとおりとする。

(処分の決定)

第 5 条 校長は、教員会の議を経て処分を決定する。

(処分の通知)

第 6 条 懲戒処分の通知は、校長が当該学生に対し通知書を交付するか、または口頭による方法により行う。この場合、当該学生の保護者を同席させることを原則とする。

(事務)

第 7 条 この規程に関する事務は、学生課で行う。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則（平成 14. 3. 5）

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（この間の附則省略）

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17. 7. 6）

この規程は、平成 17 年 7 月 6 日から施行する。

別記

処 分 基 準

違反行為の内容	処分の内容	備考
定期試験中の不正行為	停 学 (全科目 0 点)	違反行為を繰り返した場合や違反行為の状況を考慮に入れるものとする。
万引き行為	停 学	
学寮異性棟立ち入り		
暴力による危険行為	停 学 以 上	
未成年の飲酒及び喫煙行為	関係委員会審議	
上記以外の違法又は違反行為		